

子どもたちが幸せに安心して暮らせるまち
子どもたちが「志」を果たしていける未来を
創り上げていくために
地域とともにある学校づくりを

今日、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、それらの課題の解決や未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠であるといわれています。そこで、平成29年に告示された新学習指導要領では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を学校と社会とが共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。これまでの「開かれた学校」から更に一步踏み出し、「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要となってきています。

そのためには、学校と地域の双方で、連携・協働を推進していく組織的・継続的な仕組みを構築していく必要があり、地域における様々な人材や団体等をつなぐコーディネーターを配置することなども求められています。

この「地域とともにある学校」づくりを推進する有効な仕組みとして「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」があり、これを設置することが努力義務とされています。（平成29年4月の地教行法改正：第四十七条の五）